

## 制度審議部会（第7回、第8回） 委員発言要旨

### <非開示理由>

#### 『第三者情報』

- 1 現行条例では、個人事業者については、当該事業に関する情報と個人に関する情報との切り分けが難しいため、すべて個人情報として保護の対象としている。  
もし、『第三者情報』をプライバシー情報と法人等情報に分けて規定するならば、現行条例の原則が変わってしまう。
- 2 情報公開条例第10条1号のプライバシー情報では、括弧書きで、個人事業者の当該事業に関する情報をプライバシー情報の対象から除き、10条2号の法人等情報の対象として、公開、非公開を判断している。この点の違いをどうするのか。
- 3 個人情報保護制度における開示制度では、経営上のノウハウとか競争上の正当な利益を損なうということは、あまり関係がないのではないか。
- 4 『第三者情報』をプライバシー情報と法人等情報に分けるなら、3つの論点がある。  
「人の生命、身体または健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」をいれるかどうか  
任意提供情報の規定の仕方が個人と法人では異なっているが、これに対応させる必要があるかどうか。  
実務上、個人と法人を切り分けて、区別して規定した方が運用し易いのかどうか。
- 5 任意提供情報については、現行条例の『第三者情報』には規定がない。情報公開条例と同様の規定をおくとすれば、新たに非開示理由を設けることになる。

#### 『評価等情報』・『生命等保護情報』共通

- 1 『生命等保護情報』の「人」と、『評価等情報』の「個人」とが、どう違うのか、不明確だ。
- 2 『評価等情報』は信頼関係を維持する趣旨だということはわかるが、『生命等保護情報』との違いが不明確だ。
- 3 『評価等情報』と『生命等保護情報』が想定している事例を整理したものが欲しい。

#### 『評価等情報』個別

- 1 『評価等情報』は、評価した人と評価された本人との信頼関係を保護することを想定しているのではないか。
- 2 非開示理由は少ない程よいと思う。しかし何でも『事務事業執行情報』で読み込むよりは、必要な非開示理由として『評価等情報』を残しておくべき。ただし、原則開示が後退しないようにするべきである。
- 3 『評価等情報』がなくても、『事務事業執行情報』または『生命等保護情報』で読める

ので、『評価等情報』は不要ではないか。

- 4 『評価等情報』の「適切でない」という表現はあいまいではないか。

#### 『生命等保護情報』個別

- 1 法第14条1号に相当する非開示理由は、現行条例では、『評価等情報』ではなく、『生命等保護情報』ではないか。
- 2 『生命等保護情報』の「人」には、開示請求者も、開示請求者以外の者も含まれる。ただ、『生命等保護情報』は、社会生活の安全を保護する規定なので、「人」には開示請求者本人を含まないという解釈も一つの考え方だ。
- 3 本人の意思で開示請求をしたのだから、診断や試験結果が開示された結果、開示請求者本人がショックを受けたとしても、それは保護の対象にならないと思う。
- 4 法第14条1号は、法定代理人と本人との利益相反関係进行处理する規定にもなっている。これは現行条例では『生命等保護情報』で読めばいいと思う。

#### 『審議検討情報』

- 1 『審議検討情報』を新たに規定するなら、説得力のある理由付けが必要だ。
- 2 市民の間に混乱が生じるというのは理由にならないのではないか。
- 3 個人情報開示制度は、個人情報の本人開示なのだから、非開示理由を設けるのではなく、文書特定の場面で対応できる話ではないか。情報公開制度とは同様ではないはず。
- 4 情報公開制度と個人情報保護制度とは、似ている部分があるが、それぞれ独自の部分があるのだから、両者の整合性だけを追及しても上手くいかない。
- 5 交渉記録の例は、情報公開条例でいう『事務事業執行情報』でカバーできるのではないか。

#### < 開示請求の手続規定 >

- 1 開示請求手続に、補正、事案の移送、第三者に対する意見聴取、不存在決定、存否応答拒否決定の規定を設けることは、必要であると思う。
- 2 存否応答拒否については、不服申立審査部会における案件の審議の中で、その必要性は議論されていた。答申では、その点を踏まえることが必要だ。
- 3 裁量的開示については、新設しないということか。

事務局 非公開であるにもかかわらず、高度な裁量的判断によって公開するというのは、具体例の想定が困難であり、規定しない方向で考えている。